

第5次階上町国土利用計画

令和3年2月
青森県階上町

目 次

前文	1
1 町土利用の現状と課題	2
(1) 町土利用の現状	2
(2) 町土利用をめぐる基本的条件の変化及び取り組むべき課題	2
2 町土の利用に関する基本構想	5
(1) 町土利用の基本方針	5
(2) 基本方針を実現させるための方策	7
(3) 地域類型別の町土利用の基本方向	8
(4) 利用区分別の町土利用の基本方向	9
3 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域 別の概要	1 3
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	1 3
(2) 地域別の概要	1 4
4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	1 6
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	1 6
(2) 町土の保全と安全性の確保	1 6
(3) 持続可能な町土管理及び町土の有効利用の促進	1 6
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	1 7
(5) 土地利用転換の適正化	1 8
(6) 町土に関する調査の推進	1 9
(7) 計画の効果的な推進	1 9
(8) 多様な主体による町土管理の推進	1 9

前文

この計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づき、階上町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものであり、青森県国土利用計画（第五次）を基本とし、第 5 次階上町総合振興計画に即して策定したものです。

※町土…土地、水、自然等の町土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

※町土利用…土地、水、自然という側面からみて町土を利用することをいう。土地利用に比較して、町土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

1 町土利用の現状と課題

(1) 町土利用の現状

ア 町土の概要

本町は、青森県の最東南端に位置し、東は約 5.5km にわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は中核市八戸市、南は標高 739.6m の階上岳を越えて岩手県洋野町に隣接した県境の町で、緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

地形は南の階上岳の北面に開けた山麓地帯を除いては、ほぼ平坦地です。山麓の段丘から見ると多少凹凸があるものの西方から東方へ下降しています。主な川は、階上岳の西南端に発し田代を経て新井田川に合流する松舘川が最も大きく、岳の中央から小流を集めて角柄折から松舘川に合流する御堂川、岳の東端に発し県の名水に指定されている寺下の滝から道仏を経て太平洋に注ぐ道仏川と、赤保内から大渡を経て八戸市金浜から太平洋へ注ぐ大渡川があります。

イ 町土利用の状況

平成 27 年における町土面積は 9,401ha であり、そのうち森林面積は 58.19%、農地面積は 14.04%と、森林及び農地の農林業的土地利用が大勢を占めています。

町土利用の推移をみると、農地、森林等の自然的土地利用は減少し、道路、住宅地等の都市的土地利用への転換が進む傾向を示しています。

(2) 町土利用をめぐる基本的条件の変化及び取り組むべき課題

ア 人口減少による町土管理水準等の低下

本町の人口は、国勢調査による人口推移をみると平成 12 年の 15,618 人をピークに減少に転じ、平成 27 年では 14,025 人と、ピーク時より約 1 割の減少となっています。人口減少は今後も続くことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）によると、令和 12 年の人口は 11,715 人と予測されています。

こうした人口減少は、町土の利用にも大きな影響を与え、都市の人口密度の低下が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加し、土地利用の効率の低下が懸念されます。

また、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い

手への農地集積や集約を進めることも課題です。

町土管理水準の低下などの町土利用の変化は、水源涵養機能の低下等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。

さらに、地方から大都市へ人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地の増加が想定され、円滑な土地利用に支障を来すおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会においては、町土の適切な利用と管理を通じて町土を荒廃させない取組を進めることが重要な課題となっています。

イ 自然環境と美しい景観等の変化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する町土利用を進める視点が重要です。この観点から、過去の開発等により失われた良好な自然環境を再生していくことが大きな課題となっています。

加えて、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、今後、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、さらには自然資源の管理や利活用に係る知識や技術の喪失等が懸念されています。

また、気候変動は、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失に影響を及ぼすことから、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築することが必要です。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や町土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼします。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用することは、再生可能エネルギーの安定確保や健全な水循環の維持又は回復を通じて、持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要です。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を

高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要です。

ウ 災害に対して脆弱な町土

東日本大震災をはじめとする自然災害の経験により、町土利用面における安全・安心に対する住民意識が高まりを見せています。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、対策の必要性が改めて認識されています。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用に対する適切な助言や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する町土利用への転換が急務となっています。

安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、町土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる町土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めていくことが必要です。

2 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

町土利用をめぐる基本的条件が変化する中で、「適切な町土管理を実現する町土利用」「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」「安全・安心を実現する町土利用」の3つを基本方針とし、町土の安全性を高め持続可能で豊かな町土を形成する町土利用を目指します。

ア 適切な町土管理を実現する町土利用

人口減少下においても増加している都市的土地利用については、持続可能なまちづくりを図るため立地適正化計画を策定し、行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への都市的土地利用の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家等を有効利用すること等により、都市の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、集約化する地域の外側では、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。

また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、町土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止、解消及び効率的な利用を図ります。また、町土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めるこ

とを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合には、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要です。

イ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用

本町が、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域条件を踏まえ、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海における生態系ネットワークの形成を図り、町民の豊かな暮らしや地域づくりに資する形での活用を推進するとともに、町土を形づくり、町民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とします。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある町土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進し、農山漁村においては、農林水産業の生産基盤や生活環境などの整備を通じて、環境の保全・再生を図る「環境公共」の取組を進めます。

また、再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。

さらに、三陸復興国立公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を生かした雇用の創出及び経済循環を通じて、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、都市から地方への移住など人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進めます。

その際、町土には様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する町土利用を進めます。

ウ 安全・安心を実現する町土利用

適切な防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周

知を図った上で、災害リスクの高い地域については、災害の特性や地域の状況等に即した土地利用となるよう配慮することが必要です。同時に、中長期的な視点から、災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や代替施設の確保に向けた取組を推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保します。

その他、被害拡大の防止、オープンスペースの確保、雪対策の推進、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ町土保全機能の向上など、それぞれの段階における取組を通じて、町土利用の面からも町土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな町土を構築します。

(2) 基本方針を実現するための方策

ア 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての土地について、これまでと同様に管理することは困難になることを想定する必要があるため、町土を荒廃させない取組を進めることが一層重要となります。

町土の適切な管理は、町土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を進め、町土に多面的な機能を発揮させることで土地の利用価値を高め、人口減少下においても町土の適切な管理を行うことが必要です。

また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じた管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた自然環境の再生、野生生物の生息・生育の場等としての活用など新たな用途を見いだすことで町土を荒廃させず、最適な町土利用を選択するよう努めます。

イ 多様な主体による町土管理

これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域

主体の取組を促進することが重要です。

このような地域による取組を基本としつつ、町土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な町土の恵みを楽しむ多様な主体の参画を進めます。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、町民一人一人が関心を持って町土管理を進めることが、一層重要となります。

(3) 地域類型別の町土利用の基本方向

土地の地域類型は、「都市」、「農山漁村」及び「自然維持地域」とし、各地域類型別の町土利用の基本方向は、次のとおりとします。

なお、地域類型別の町土利用に当たっては、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、相互の機能分担、連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 都市

都市については、人口減少下においても必要な都市機能を確保し、安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能等を生活拠点等に集約するよう誘導することが重要ですが、その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家等については増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化を抑制することに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への集約化を進めることで、災害に強い町土構造の形成を図ります。

新たな土地需要がある場合には、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換については慎重に判断し、既存の低・未利用地の再利用を優先します。

さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など、町民共有の財産であるという認識の下、地域

特性を踏まえた良好な生活環境を整備します。

健全な水循環の維持や回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、良好な町土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出します。

さらに、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ 自然維持地域

優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域は、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たします。野生鳥獣被害等の防止等に取り組みながら、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、自然環境を適正に保全します。

また、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

(4) 利用区分別の町土利用の基本方向

土地の利用区分は、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「住宅地」、「工業用地」、「その他の宅地」、「その他（公用・公共用施設用地）」、「その他（低・未利用地）」及び「その他（沿岸域）」とし、各利用区分別の町土利用の基本方向は、次のとおりとします。

ア 農地

農地は、本町の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であることから、一層の効率的な利用と生産性を向上するための優良農地の確保を図ります。

また、町土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の集積・集約を推進します。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理など、地域の状況に応じた管理を図ります。

都市などにおける農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

イ 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、水源の涵養などに重要な役割を果たすため整備と保全を図るとともに、将来にわたり森林の多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用を推進します。

また、都市やその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村周辺の森林については、地域社会の活性化に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

ウ 原野等

原野のうち、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、農業用排水施設の整備及び適切な維持管理を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を通じて自然環境の保全・再生に配慮した整備を進めるとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間等、多様な機能の維持・向上を図ります。

オ 道路

一般道路については、地域と地域とをつなぐ複数の幹線の整備、医療機関へのアクセスの強化及び災害時における代替性のある道路網の確保等を通じて地域間の連携を促進します。

また、町土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、施設の適切な維持管理を通じて既存用地を持続的に利用し、自然環境の保全に十分配慮します。

カ 住宅地

人口減少社会に対応した秩序ある都市形成や豊かな住生活の実現の観点から、事件・事故等の防止にも配慮した上で、住宅周辺の道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進め、良好な居住環境を形成します。

住宅地の整備については、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家等の有効利用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制します。

キ 工業用地

工業用地については、環境の保全等に十分に配慮した上で、町民所得の向上、就業機会の確保、地域への定住化及び町土の均衡ある発展を図るため、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等に伴って生じる工場跡地については、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

ク その他の宅地

都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮します。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、適正な立地を図ります。

ケ その他（公用・公共用施設用地）

文教施設、公園緑地、環境衛生施設などの公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

コ その他（低・未利用地）

都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山漁村の荒廃農地のうち再生利用が可能な農地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等

により、農地としての活用を積極的に図ります。再生利用が困難と見込まれる農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。

サ その他（沿岸域）

漁業、観光、レクリエーション等各種利用への多様性や、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。

また、環境の保全と町民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

さらに、漂着ごみ対策や汚濁負荷対策を図り、町土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

3 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア 計画の基準年次は平成 27 年とし、目標年次は令和 12 年とします。
- イ 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和 12 年において、それぞれ 11,715 人、5,047 世帯（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口から世帯数を推計）と想定します。
- ウ 町土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- エ 町土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や利用区分別の現況と変化についての調査等に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。
- オ 町土の利用の基本構想に基づく令和 12 年の利用区分ごとの規模の目標は、表 1 のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

(表 1) 町土の利用区分ごとの規模の目標

	面積 (ha)		構成比 (%)	
	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)
1 農地	1,320.0	1,296.2	14.0	13.8
2 森林	5,470.0	5,470.0	58.2	58.2
3 原野等	431.6	431.6	4.6	4.6
4 水面・河川・水路	46.6	46.6	0.5	0.5
5 道路	389.2	434.0	4.1	4.6
6 宅地	361.1	347.4	3.8	3.7
(1) 住宅地	249.4	235.2	2.7	2.5
(2) 工業用地	14.7	15.2	0.2	0.2
(3) その他の宅地	97.0	97.0	1.0	1.0
7 その他	1,382.5	1,375.2	14.7	14.6
合計	9,401.0	9,401.0	100.0	100.0

(注) 道路は、一般道路、農道及び林道である。また、四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致しない。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの町土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ、町土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとしします。

イ 地域の区分は、本町における自然的、社会的、経済的及び文化的条件並びに土地の利用状況を勘案し、表 2 のとおり 3 区分としします。

(表 2) 地域の区分

地域区分	地域の範囲（行政区）
西部地域	金山沢、田代、晴山沢、平内
中央地域	石鉢、蒼前、野場中、角柄折、鳥屋部、赤保内、耳ヶ吠西、耳ヶ吠東
東部地域	荒谷、大蛇、追越、榊、駅前、道仏、小舟渡

ウ 計画の目標年次、基準年次、町土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとしします。

エ 地域別の概要と令和 12 年における町土利用は、次のとおりです。

(ア) 西部地域

この地域は、山林と農地が比較的多く、地形的には起伏もありますが、純農村地域として農林業的土地利用が中心となっています。

町土利用については、三陸復興国立公園の指定を受けている階上岳をはじめとした自然の保全を図りながら、より生産性の高い農業を目指して優良農地の保全、確保と利用集積の促進を図ります。また、観光資源、交流の場としての農地の活用を視野におき、付加価値の高い農地の活用を図ります。

さらに、中山間地域では、地域ぐるみの農地等の管理など、地域の状況に応じた管理を図ります。

(イ) 中央地域

この地域は、階上岳の北麓に拓けた平坦な地形で、国道 45 号沿線を

中心とした宅地開発による都市的土地利用が進められてきた一方、外縁部は農林業的土地利用との混在がみられます。

町土利用については、人口減少の影響等により都市の人口密度の低下、低・未利用地や空き家等の増加が懸念されるため、円滑な土地利用に支障を来さないよう、町土の適切な利用と管理に取り組みます。また、八戸・久慈自動車道が整備され、新たな人や物の流れが生まれることから、工業用地等としての土地利用の増加が見込まれるため、計画的な町土利用を図ります。

さらに、役場周辺に公共施設等が集中している中心的地域の特性を生かし、都市的土地利用の推進を図ります。

(ウ) 東部地域

この地域は、比較的人口密度の高い地域であり、産業はなだらかな地形を利用した農業と約 5.5km の海岸線をもつ漁業の半農半漁です。

町土利用については、三陸復興国立公園の指定を受けている階上海岸の保全を図りながら、漁港整備や栽培漁業の場づくりを推進するとともに、漁業体験機会を提供するなどの観光水産業を推進します。

これらの利用転換にあたっては周辺の土地利用との調整を図るとともに、環境の保全等に十分配慮するものとします。

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

町土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。

土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、町は、総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業などの多様な主体の活動・参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及び土地利用に関する各種法令の適切な運用並びに国土利用計画全国計画、県計画、本計画などによる土地利用の調整を通じ、適正な土地利用の確保と町土資源の適切な管理を図ります。

(2) 町土の保全と安全性の確保

ア 町土の保全と安全性の確保のため、流域内の土地利用との調和を図り、治水施設等の整備と維持管理を推進します。

また、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、災害リスクの低い地域へ公共施設等を立地することで、より安全な地域への居住を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や避難訓練等を推進します。

さらに、水の有効利用、水インフラ（河川管理施設、農業水利施設、上下水道施設等）の適切な維持管理や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

イ 森林の持つ町土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進します。

ウ 都市については、安全性を確保するため、公園・道路等の活用による避難場所・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化などの対策を進めます。

(3) 持続可能な町土管理及び町土の有効利用の促進

ア 農地については、優良農地を確保するとともに町土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて、農業生産基盤の整備や農地の集積・集約を推進します。

また、利用度の低い農地について、不作付地の解消等、有効利用に取り組みます。

イ 森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整

備・保全を行うとともに、持続可能な森林管理のために間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の継続的かつ健全な発展を図ります。

ウ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。

また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行います。

エ 都市における低・未利用地及び空き家等の有効利用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングなどの利活用を促進します。

また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進めます。改修については、支援措置の充実を図ります。

オ 道路については、良好な道路環境の形成を図り、道路空間の有効利用を図ります。

カ 工業用地については、地域社会との調和及び公害防止に配慮して、工場の新規立地及び移転等の動向を踏まえ、長期的展望の下に計画的な利用を図ります。

キ 地方から大都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた方策を総合的に検討することも重要です。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する原生的な自然や、野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、適正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

イ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域や地域など空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。

また、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。

これらを含めた生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有

機的に形づくることにより、町土全体の生態系ネットワークの形成へつなげます。

ウ 優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化を生かしたエコツーリズム等の推進に加え、地域の伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。

エ 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備を推進します。

オ 地球温暖化等への対策を加速させるため、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組むとともに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築などを進めます。

カ 町民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害に対して引き続き防止対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による町民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

キ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止のため、監視指導の強化や関係団体、地域住民等との協力体制の整備を図ります。

(5) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が続いている一方、低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。

イ 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地が確

保されるよう十分考慮します。

ウ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、町土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等、森林の有する多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野等の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

エ 大規模な土地利用の転換については、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

また、地域の実情を踏まえ適切な対応を図るとともに、町の各種計画との整合を図ります。

オ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が混在する地域については、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域については、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

(6) 町土に関する調査の推進

町土の総合的な把握を充実するため、必要に応じて町土に関する基礎的な調査を実施し、その総合的な利用を図ります。

(7) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、町土利用を取り巻く状況や現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

(8) 多様な主体による町土管理の推進

町土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理のほか、行政、地域住民、企業、NPOなど多様な主体が、森林づくり活動、河川環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、様々な方法により町土の適切な管理に参画する取組を推進します。

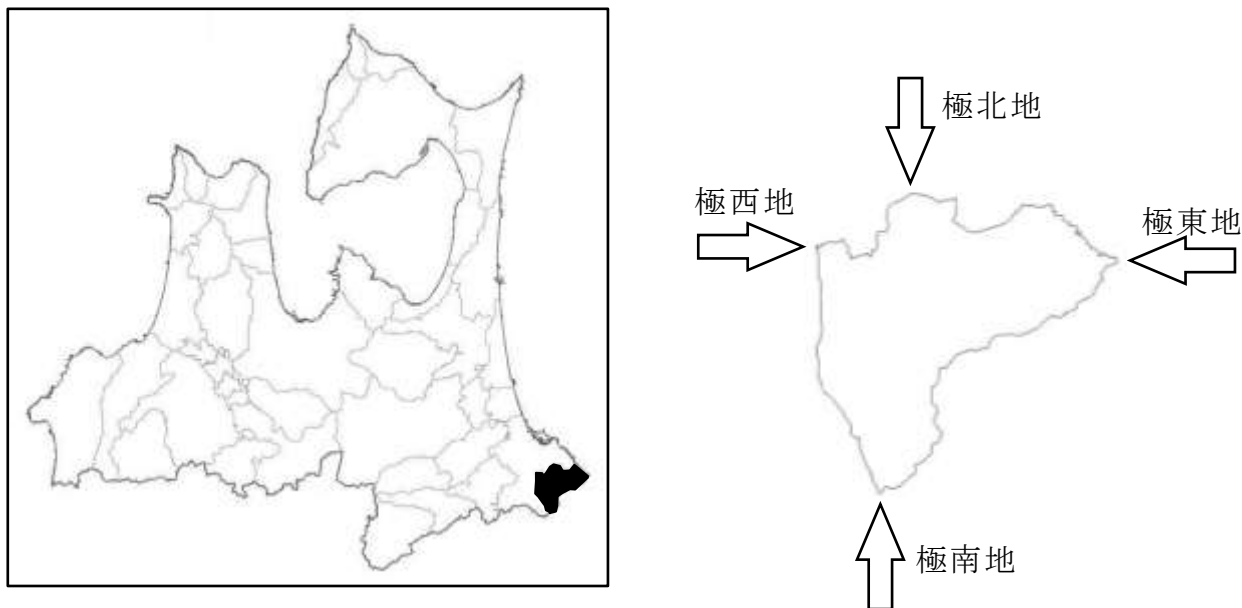
關係資料

目 次（資料）

1	階上町の位置	1
2	計画における地域区分	2
3	町土の利用区分の定義	3
4	地域別の人口と世帯数	4
5	将来人口及び世帯数	5
6	利用区分ごとの町土利用の推移	6
7	農地面積と関係指標の推移と目標	7
8	森林面積と関係指標の推移と目標	7
9	水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標	7
10	道路面積と関係指標の推移と目標	8
11	住宅地面積と関係指標の推移と目標	8
12	町土面積と関係指標の推移と目標	8
13	利用区分「その他」の主な内訳	9
14	主要土地利用転換要因	10

1 階上町の位置

階上町は青森県の最東南端に位置し、東は約 5.5km にわたる海岸線をもって太平洋を望み、西と北は中核市八戸市、南は標高 739.6m の階上岳を越えて岩手県洋野町に隣接した県境の町です。



町域	極東	東経 141 度 41 分 00 秒 階上町大字道仏字廿一
	極西	東経 141 度 31 分 08 秒 階上町大字金山沢字道合
	極南	北緯 40 度 21 分 32 秒 階上町大字田代字上下
	極北	北緯 40 度 28 分 47 秒 階上町蒼前西一丁目
	面積	94.01 km ²
	町役場の所在地	青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1 番地 87

(資料) 日本の東西南北端点の経度緯度 (国土交通省)

2 計画における地域区分

地域区分	地域の範囲（行政区）
西部地域	金山沢、田代、晴山沢、平内
中央地域	石鉢、蒼前、野場中、角柄折、鳥屋部、赤保内、耳ヶ吠西、耳ヶ吠東
東部地域	荒谷、大蛇、追越、榊、駅前、道仏、小舟渡

（資料）第5次階上町総合振興計画（階上町）

地域区分概略図



3 町土の利用区分の定義

利用区分	定義
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。
2 森林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林の合計である。 (1) 国有林 ア 林野庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地(公有林野等官行造林法に基づき国が造林した分収林をいう。なお、官行造林契約期間中に、その面積の一部に伐採跡地は発生した場合については、民有林に計上する。)も含む。 イ その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。なお、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法第2条第1項に規定する国立行政法人が所管する森林については民有林に区分される。 (2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定めるもの。
3 原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地(農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの)と、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(ただし、林野庁所管分に限る。)を除いた面積の合計。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。 (1) 水面 湖沼(天然湖沼及び人造湖)並びにため池の満水時の水面。 (2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。 (3) 水路 農業用排水路。
5 道路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯及び路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。 (1) 一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。 (2) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。 (3) 林道 国有林道及び民有林林道。
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。 (1) 住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員用住宅用地を加えたもの。 (2) 工業用地 「工業用地(地域別統計表)」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。 (3) その他の宅地 (1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。
7 その他	市町村土面積から「農地」「森林」「原野等」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

(資料) 国土利用計画(市町村計画)策定に係る要領(青森県)

4 地域別の人口と世帯数

【人口】

(単位：人)

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
石鉢	3,988	1,468	1,585	1,658	1,654	1,592
蒼前	-	1,652	1,733	1,797	1,916	1,902
野場中	-	1,672	1,780	1,724	1,679	1,673
角柄折	282	283	289	265	260	241
金山沢	571	577	545	514	459	413
田代	309	290	260	264	221	174
晴山沢	252	241	217	189	178	153
平内	262	243	226	200	180	142
鳥屋部	405	416	437	404	368	336
赤保内	2,525	3,307	813	767	679	636
耳ヶ吠東	-	-	1,480	1,489	1,398	1,367
耳ヶ吠西	-	-	1,317	1,293	1,347	1,367
荒谷	412	381	355	350	321	286
大蛇	514	535	484	475	415	356
追越	481	465	447	396	381	345
榊	721	703	683	563	515	451
駅前	799	739	689	704	609	575
道仏	949	903	867	792	709	636
小舟渡	1,099	1,027	979	897	791	697
合計	13,569	14,902	15,186	14,741	14,080	13,342

【世帯数】

(単位：世帯)

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
石鉢	1,609	482	554	609	634	650
蒼前	-	837	852	916	1,001	1,084
野場中	-	567	635	679	712	738
角柄折	81	86	96	94	104	105
金山沢	143	155	167	176	175	178
田代	82	85	90	90	85	82
晴山沢	63	64	62	67	70	65
平内	72	74	78	73	77	74
鳥屋部	106	122	143	138	140	147
赤保内	777	1,105	320	328	299	289
耳ヶ吠東	-	-	517	558	574	600
耳ヶ吠西	-	-	432	449	494	546
荒谷	91	92	96	102	107	102
大蛇	133	139	139	161	157	151
追越	126	128	139	144	143	144
榊	196	212	220	201	208	195
駅前	255	249	247	284	267	265
道仏	245	256	281	286	268	269
小舟渡	279	282	294	301	289	289
合計	4,258	4,935	5,362	5,656	5,804	5,973

(資料) 住民基本台帳 (階上町)

(注) 各年 3 月 31 日現在の人口及び世帯数。

5 将来人口及び世帯数

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	基準年次 平成 27 年 (2015 年)	目標年次 令和 12 年 (2030 年)
総人口 (人)	14,428	15,618	15,356	14,699	14,025	11,715
15 歳未満人口 (人)	2,587	2,543	2,300	1,835	1,471	970
15 歳～65 歳未満 人口 (人)	9,993	10,722	10,292	9,613	8,599	5,716
65 歳以上人口 (人)	1,848	2,347	2,764	3,189	3,802	5,029
年齢不詳	0	6	0	62	153	0
一般世帯数 (世帯)	5,577	5,951	5,786	5,698	5,699	5,047
平均世帯人員 (人)	2.59	2.62	2.65	2.58	2.46	2.32

(資料) 国勢調査 (総務省)、日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所)

(注) 平成 27 年までの値は国勢調査の値をもとに、令和 12 年の値は国立社会保障・人口問題研究所による推計値をもとに作成。

6 利用区分ごとの町土利用の推移

(単位：ha)

利用区分	平成 18 年 (2006 年)	平成 19 年 (2007 年)	平成 20 年 (2008 年)	平成 21 年 (2009 年)	平成 22 年 (2010 年)
1 農地	1,380.0	1,370.0	1,370.0	1,370.0	1,370.0
(1) 田	281.0	281.0	281.0	281.0	281.0
(2) 畑	1,100.0	1,090.0	1,090.0	1,090.0	1,090.0
2 森林	5,554.0	5,554.0	5,554.0	5,554.0	5,554.0
(1) 国有林	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0
(2) 民有林	5,451.0	5,451.0	5,451.0	5,451.0	5,451.0
3 原野等	363.4	362.7	360.3	425.8	427.2
4 水面・河川・水路	48.8	48.8	48.8	48.8	48.8
(1) 水面	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
(2) 河川	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5
(3) 水路	21.2	21.2	21.2	21.2	21.2
5 道路	371.7	375.2	382.2	383.2	385.2
(1) 一般道路	246.0	250.0	257.0	258.0	260.0
(2) 農道	108.5	108.0	108.0	108.0	108.0
(3) 林道	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2
6 宅地	340.1	345.1	349.7	348.2	348.4
(1) 住宅地	238.6	240.4	241.0	242.2	243.0
(2) 工業用地	12.9	11.6	14.0	15.1	16.1
(3) その他の宅地	88.6	93.1	94.7	90.9	89.3
7 その他	1,329.0	1,331.2	1,322.0	1,261.0	1,257.4
合計	9,387.0	9,387.0	9,387.0	9,391.0	9,391.0

利用区分	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	基準年次 平成 27 年 (2015 年)
1 農地	1,370.0	1,370.0	1,370.0	1,340.0	1,320.0
(1) 田	281.0	281.0	281.0	278.0	260.0
(2) 畑	1,090.0	1,090.0	1,090.0	1,070.0	1,060.0
2 森林	5,554.0	5,470.0	5,470.0	5,470.0	5,470.0
(1) 国有林	103.0	103.0	103.0	103.0	103.0
(2) 民有林	5,451.0	5,367.0	5,367.0	5,367.0	5,367.0
3 原野等	427.1	425.7	430.5	430.7	431.6
4 水面・河川・水路	48.8	48.8	48.2	47.9	46.6
(1) 水面	6.1	6.1	5.5	5.5	5.5
(2) 河川	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5
(3) 水路	21.2	21.2	21.2	20.9	19.6
5 道路	388.2	388.2	390.5	389.4	389.2
(1) 一般道路	263.0	263.0	265.3	265.3	266.1
(2) 農道	108.0	108.0	108.0	106.9	105.9
(3) 林道	17.2	17.2	17.2	17.2	17.2
6 宅地	350.6	354.7	357.4	359.2	361.1
(1) 住宅地	243.8	245.2	247.0	248.1	249.4
(2) 工業用地	15.4	14.8	14.6	14.8	14.7
(3) その他の宅地	91.4	94.7	95.8	96.3	97.0
7 その他	1,252.3	1,333.6	1,324.4	1,353.8	1,382.5
合計	9,391.0	9,391.0	9,391.0	9,391.0	9,401.0

(資料) 作物統計調査(農林水産省)、青森県統計年鑑(青森県)、固定資産の価格等の概要調書(総務省)、ため池台帳(階上町)、河川台帳(階上町)、道路台帳(階上町)、青森県の道路現況(青森県)、農道台帳(階上町)、林道台帳(階上町)、工業統計調査(経済産業省)、経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致しない。

7 農地面積と関係指標の推移と目標

区分	農地面積	人口	人口1人 当たり 農地面積	本町の 総面積	町土に 占める割合
	ha	人	a / 人	ha	%
平成 7年(1995年)	1,585.0	14,428	10.99	9,387	16.89%
平成12年(2000年)	1,403.0	15,618	8.98	9,387	14.95%
平成17年(2005年)	1,380.0	15,356	8.99	9,387	14.70%
平成22年(2010年)	1,370.0	14,699	9.32	9,391	14.59%
基準年次					
平成27年(2015年)	1,320.0	14,025	9.41	9,401	14.04%
目標年次					
令和12年(2030年)	1,296.2	11,715	11.06	9,401	13.79%

(注) 平成 27 年までは作物統計調査及び国勢調査人口、令和 12 年は計画策定のための推計。

8 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積	人口	人口1人 当たり 森林面積	本町の 総面積	町土に 占める割合
	ha	人	a / 人	ha	%
平成 7年(1995年)	5,623.0	14,428	38.97	9,387	59.90%
平成12年(2000年)	5,548.0	15,618	35.52	9,387	59.10%
平成17年(2005年)	5,545.0	15,356	36.11	9,387	59.07%
平成22年(2010年)	5,554.0	14,699	37.78	9,391	59.14%
基準年次					
平成27年(2015年)	5,470.0	14,025	39.00	9,401	58.19%
目標年次					
令和12年(2030年)	5,470.0	11,715	46.69	9,401	58.19%

(注) 平成 27 年までは青森県統計年鑑及び国勢調査人口、令和 12 年は計画策定のための推計。

9 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区分	水面・河 川・水路 面積	人口	人口1人 当たり 水面・ 河川・水 路 面積	本町の 総面積	町土に 占める割合
	ha	人	a / 人	ha	%
平成 7年(1995年)	64.0	14,428	0.44	9,387	0.68%
平成12年(2000年)	59.0	15,618	0.38	9,387	0.63%
平成17年(2005年)	48.8	15,356	0.32	9,387	0.52%
平成22年(2010年)	48.8	14,699	0.33	9,391	0.52%
基準年次					
平成27年(2015年)	46.6	14,025	0.33	9,401	0.50%
目標年次					
令和12年(2030年)	46.6	11,715	0.40	9,401	0.50%

(注) 平成 27 年まではため池台帳、河川台帳、作物統計調査及び国勢調査人口、令和 12 年は計画策定のための推計。

1 0 道路面積と関係指標の推移と目標

区分	道路面積	人口	人口1人 当たり 道路面積	本町の 総面積	町土に 占める割合
	ha	人	a / 人	ha	%
平成 7年(1995年)	299.0	14,428	2.07	9,387	3.19%
平成12年(2000年)	306.0	15,618	1.96	9,387	3.26%
平成17年(2005年)	333.6	15,356	2.17	9,387	3.55%
平成22年(2010年)	385.2	14,699	2.62	9,391	4.10%
基準年次					
平成27年(2015年)	389.2	14,025	2.78	9,401	4.14%
目標年次					
令和12年(2030年)	434.0	11,715	3.70	9,401	4.62%

(注) 平成 27 年までは道路台帳、青森県の道路現況、作物統計調査、農道台帳、林道台帳及び国勢調査人口、令和 12 年は計画策定のための推計。

1 1 住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅地 面積	人口	一般世 帯数	人口1 人当 り住 宅地 面積	1世帯 当 たり 住 宅地 面積	本町の 総面積	町土に 占める 割合
	ha	人	世帯	m ² /人	m ² /世帯	ha	%
平成 7年(1995年)	215.0	14,428	5,577	149.0	385.5	9,387	2.29%
平成12年(2000年)	237.0	15,618	5,951	151.7	409.3	9,387	2.52%
平成17年(2005年)	236.7	15,356	5,786	154.1	409.1	9,387	2.52%
平成22年(2010年)	243.0	14,699	5,698	165.3	426.5	9,391	2.49%
基準年次							
平成27年(2015年)	249.4	14,025	5,699	177.8	437.6	9,401	2.65%
目標年次							
令和12年(2030年)	235.2	11,715	5,047	200.8	466.0	9,401	2.50%

(注) 平成 27 年までは固定資産の価格等の概要調書及び国勢調査人口及び世帯数、令和 12 年は計画策定のための推計。

1 2 町土面積と関係指標の推移と目標

区分	町土面積	人口	総世帯数	人口1人 当 たり 町土面積	1世帯 当 たり 町土面積
	ha	人	世帯	a / 人	a / 世帯
平成 7年(1995年)	9,387	14,428	5,577	65.06	168.32
平成12年(2000年)	9,387	15,618	5,951	60.10	162.10
平成17年(2005年)	9,387	15,356	5,786	61.13	162.24
平成22年(2010年)	9,391	14,699	5,698	63.89	164.81
基準年次					
平成27年(2015年)	9,401	14,025	5,699	67.03	164.96
目標年次					
令和12年(2030年)	9,401	11,715	5,047	80.25	186.27

(注) 平成 27 年までは固定資産の価格等の概要調書及び国勢調査人口及び世帯数、令和 12 年は計画策定のための推計。

1 3 利用区分「その他」の主な内訳

面積	内訳
ha	
22.4	文教施設用地（学校教育施設、社会教育施設、体育施設等の用地）
106.6	公園・緑地等
6.6	環境衛生施設用地（下水道施設、廃棄物処理施設、墓地等の用地）
76.2	官公署用地（役場、集会所、消防団屯所等の用地）
1,170.7	その他
1,382.5	合計

（資料）財産に関する調書（階上町）

（注）平成 27 年の面積

1 4 主要土地利用転換要因

(単位：ha)

事業名	地目		農地		森林		原野等	水面・河川・水路			道路			宅地			その他	合計	転換後の地目
	年度	田	畑	国有林	民有林	水面	河川	水路	一般道路	農道	林道	住宅地	工業用地	その他の宅地					
小舟渡集会所整備事業	R2～ R4		0.29						0.01								0.30	その他(官公 署用地) 0.30	
第3分団屯所整備事業	R4						0.14										0.14	その他(官公 署用地) 0.14	
合計	増 減 差引		+0.00 -0.29 -0.29				+0.00 -0.14 -0.14		+0.00 -0.01 -0.01							+0.44 -0.00 +0.44	+0.44 -0.44 0.00		

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致しない。

令和3年2月

発行 青森県三戸郡階上町

編集 階上町総合政策課政策推進グループ

〒039-1201

青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

電話（代表） 0178-88-2111

（直通） 0178-88-2113

F A X 0178-88-2117

URL : <https://www.town.hashikami.lg.jp>

E-mail : seisaku@town.hashikami.lg.jp